

令和5年12月11日

記者会見資料

保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課

1

公衆浴場における混浴禁止年齢の引下げにかかる
長野市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の
改正内容及び市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

長野市保健所 食品生活衛生課

現行

長野市の公衆浴場における混浴禁止年齢の規定

「長野市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例

(以下、市条例)」

◇10歳以上の男女の混浴をさせないこと。→長野市公衆浴場法施行細則で一部適用除外

「長野市公衆浴場法施行細則」の概要

以下の場合、混浴禁止年齢の適用を除外

◇スーパー銭湯、温泉等公衆浴場の浴室等について

- 家族のみに貸切りで利用させる場合
- 入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみに貸切りで利用させる場合

◇スーパー銭湯、温泉等公衆浴場の浴室及びサウナ、砂風呂等公衆浴場の浴室について

- 水着等を着用させて入浴させる場合

市条例改正（案）

◇10歳以上の男女の混浴をさせないこと。→ **改正後** 7歳以上の男女の混浴をさせないこと。

混浴禁止年齢引下げの背景

混浴禁止年齢の規定についての変遷

厚生労働省 公衆浴場における衛生等管理要領	長野市 市条例
H12.12.15 制定 おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。	
	県から権限移譲により H24.3.29 市条例制定 10歳以上の男女を混浴させないこと。
R2.7 「子どもの発育発達と公衆浴場における 混浴年齢に関する研究」 混浴禁止年齢引き下げを提言	
R2.12.10 改正 おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。	
	R6.3 改正予定（適用はR6.10を予定） 7歳以上の男女を混浴させないこと。

令和元年度厚生労働省科学特別研究事業

「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和2年7月）

- ◇混浴禁止年齢は6歳以上（ただし6歳でも小学校入学前は可）とすることが妥当
- ◇厚生労働省が「公衆浴場における衛生等管理要領」を改正することで、地方自治体の条例改正が促されることが期待できる。



地方自治体の条例改正により

- ◇子どもたちが公衆浴場で性的な被害を受けることを防ぐこと、子どもたちの望まない混浴を回避することになり、子どもの健やかな発育発達に寄与できる。
- ◇公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。

厚生労働省

「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正」（R2.12.10）により混浴禁止年齢を引下

- ◇おおむね「10歳以上」の男女を混浴させないこと

→ **改正後** おおむね「7歳以上」の男女を混浴させないこと。

条例改正（案）の内容

10歳以上の男女の混浴をさせないこと。→ **改正後** 7歳以上の男女の混浴をさせないこと。

【条例改正による効果】

- ◇子どもたちが公衆浴場で性的な被害を受けることを防ぐこと、子どもたちの望まない混浴を回避することになり、子どもの健やかな発育発達に寄与できる。
- ◇公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。

【条例改正による課題】

- ◇7歳から9歳の子どもが公衆浴場を利用する時、ひとり親家庭等で保護者の性別が子どもの性別と異なる場合、子どもだけで浴室を利用することになる。

【課題への対応】

- ◇保護者による子どもへの入浴方法の教育を促す。
- ◇公衆浴場営業者はもちろん、公衆浴場利用者にも理解と配慮を促す。

➡ 周知期間6か月を設け、広報ながの、市ホームページ、ポスター掲示等により周知

他自治体の状況（令和5年10月5日調査）

県内の状況

		長野県	松本市	長野市
現在の混浴禁止年齢		10歳以上	10歳以上	10歳以上
改正 予定	混浴禁止年齢	7歳以上	7歳以上	7歳以上
	改正	令和6年2月議会	令和6年2月議会	令和6年3月議会
	施行日	令和6年10月1日	令和6年10月1日	令和6年10月1日
	パブリックコメント	実施予定	実施予定	実施予定
公衆浴場施設数		942	127	68

周辺自治体及び保健所設置市の状況

		関東甲信越静（県内含む）			全国(※)
		都・県	政令指定都市	保健所設置市	保健所設置市
回答自治体数		10	6	15	45
混浴 禁止 年齢	10歳以上	1	0	1	3
	8歳以上	0	0	0	7
	7歳以上 （概ね7歳以上含む）	7	4	12	28
	禁止年齢なし	2	2	2	7

※関東甲信越静を除く

今後のスケジュール

7

年 月 日		内容
令和5年	12月11日（月）記者会見	条例改正（案）の内容及びパブリックコメント実施について説明
	令和5年12月18日（月） ～令和6年1月17日（水）	パブリックコメント実施
令和6年	1月25日（木）部長会議	パブリックコメントの結果報告及び条例改正（案）の内容協議
	1月31日（水）法規審査委員会	条例改正（案）の審査
	2月9日（水）政策説明会	パブリックコメントの結果及び条例改正（案）について
	2月14日（水）記者会見	パブリックコメントの結果及び条例改正（案）について
	3月 議会	条例改正（案）の提出
	4月～9月末 周知期間	ホームページ、広報ながの等で周知
	10月1日 施行	改正条例施行

パブリックコメントの実施概要

募集期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月17日（水）31日間
閲覧場所・意見・提案用紙の配布窓口	保健所食品生活衛生課、各支所 行政資料コーナー（第一庁舎3階）、市ホームページ（意見・提案用紙のダウンロード可能）
提出方法	ながの電子申請サービス Eメール・郵送・FAX（保健所食品生活衛生課宛） 持参（閲覧窓口）